

3 災害損失金

【新設】(災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲)

12-2-2 令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》の固定資産に準ずる繰延資産とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものをいうのであるから、次に掲げるような繰延資産が該当する。

(1) 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用

(2) 固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費用

(3) 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用

(注) 繰延資産を計上している法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は令第116条第1項《災害による繰越損失金の範囲》に規定する損失の額（以下この節において「災害損失の額」という。）に該当することに留意する。

【解説】

1 平成29年度税制改正により、災害への税制上の対応の規定を常設化する観点から、災害損失欠損金の繰戻しによる還付、仮決算による中間申告における所得税額の還付及び中間申告書の提出不要制度などの措置が制度化された。

本通達では、法人税法第58条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用上、災害損失の対象となる固定資産に準ずる繰延資産の範囲について明らかにしている。

本通達の内容は、平成23年4月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」が制定された際に公表した法令解釈通達を基本通達として整理したものである。

2 法令の規定上、固定資産に準ずる繰延資産の範囲とは、繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたものとされているが、具体的には次のようなものが該当することとなる。

① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出した費用

② 固定資産を賃借し又は使用するために支出した権利金、立退料その他の費用

③ 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与したことにより生じた費用

3 ところで、繰延資産を計上している法人がその繰延資産の対象となった固定資産の損壊等により復旧に要する費用を支出した場合において、その復旧に要する費用が支出時の損金として認められるときは、その支出した費用の額は法人税法施行令第116条第1項《災害による繰越損失金の範囲》に規定する損失の額（以下「災害損失の額」という。）に該当することとなるため、本通達の注書きにおいて、このことを留意的に明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通20-2-8）を定めている。